

⇨ 年末調整の対象となる者

Q : 中途退社した者についても年末調整を行う場合があるそうですが、どのような場合なのですか？

A : 死亡退職した者その他一定の者については年末調整を行うことになっています。

【解説】

年末調整は、本年中に支払が確定した給与の総額を対象に行うものですから、給与の総額が確定していない者については年末調整を行うことができません。

したがって、中途退職した者については、通常は再就職先で年末調整が行われますので中途退職の時点では年末調整を行わないこととなっています。

しかし、中途退職の場合であっても次のような者については、退職後に他の者から給与の支給がなされないと考えられることから、例外的にその退職時に年末調整を行うこととなっています。

- ① 死亡により退職した者
- ② 著しい心身の障害により退職した者で本年中に他に再就職することは不可能と認められ、本年中に他の支払者から給与の支払を受けない者
- ③ 本年12月分の給与の支払を受けた後に退職した者
- ④ 本年分の給与総額が103万円以下のパートタイマー等で、退職後本年中に他から給与の支払を受けないと認められる者

※扶養控除等申告書を提出している者で給与総額が2,000万円以下の者に限られます。

